

第 21 号

平成 27 年度 徳 島 県 病 院 事 業 会 計 予 算

(総則)

第 1 条 平成27年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	790床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	213,012人
外 来	267,786人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	582人
外 来	1,102人
(4) 主要な建設改良事業	
病院増改築工事費	3,338,000千円
医療器械及び備品購入費	249,433千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	21,843,438千円
第 1 項 医 業 収 益	18,105,601千円
第 2 項 医 業 外 収 益	3,737,837千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	22,363,694千円
第 1 項 医 業 費 用	21,589,405千円

第2項 医 業 外 費 用 774,289千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額983,834千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,619千円及び過年度分損益勘定留保資金979,215千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	8,238,967千円
第1項 企業債	2,502,000千円
第2項 負担金	684,759千円
第3項 他会計からの借入金	4,000,000千円
第4項 補助金	1,052,208千円

支 出

第1款 資本的支出	9,222,801千円
第1項 建設改良費	3,597,369千円
第2項 企業債償還金	1,342,355千円
第3項 他会計からの借入金償還金	4,283,077千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 2,502,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

11,182,665千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、4,760,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 22 号

平成27年度徳島県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 供給電力量	水力発電所	326,300,000kWh
	太陽光発電所	4,692,000kWh
(2) 建設改良工事	既設設備改良工事	1,757,884千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		3,118,621千円
第1項 営業収益		2,885,542千円
第2項 附帯事業収益		202,694千円
第3項 財務収益		22,569千円
第4項 事業外収益		7,816千円
支 出		
第1款 事業費用		2,919,511千円
第1項 営業費用		2,691,209千円
第2項 附帯事業費用		175,225千円
第3項 財務費用		12千円
第4項 事業外費用		48,065千円
第5項 特別損失		2,000千円
第6項 予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,060,890千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129,877千円、中小水力発電開発改良積立金610,798千円及び過年度分損益勘定留保資金1,320,215千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	654,994千円
第1項 固定資産売却代	4,548千円
第2項 他会計長期貸付金等返還金	650,446千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,715,884千円
第1項 建設改良費	1,757,884千円
第2項 投資	958,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,028,110千円
(2) 交際費	114千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 23 号

平成27年度徳島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	33	吉野川北岸工業用水道	22
		阿南工業用水道	11
(2) 年間総給水量	66,399,720m ³	吉野川北岸工業用水道	38,730,120m ³
		阿南工業用水道	27,669,600m ³
(3) 1日平均給水量	181,420m ³	吉野川北岸工業用水道	105,820m ³
		阿南工業用水道	75,600m ³
(4) 建設改良工事		吉野川北岸工業用水道改良工事	599,850千円
		阿南工業用水道改良工事	498,123千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第1款 事業 収 益		1,182,932千円
第1項 営 業 収 益		1,115,189千円
第2項 営 業 外 収 益		67,743千円
支	出	
第1款 事業 費 用		1,085,632千円
第1項 営 業 費 用		995,932千円
第2項 営 業 外 費 用		89,700千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額379,302千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,102千円及び過年度分損益勘定留保資金299,200千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	900,577千円
第1項 固定資産売却代	577千円
第2項 他会計長期借入金	900,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,279,879千円
第1項 建設改良費	1,097,973千円
第2項 企業債償還金	181,906千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
長岸水管橋撤去事業工事請負契約	平成28年度	51,000千円
鳴門配水本管（撫養）布設替事業工事請負契約	平成28年度	55,000千円
幸野配水支管布設替事業工事請負契約	平成28年度	88,000千円

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	229,826千円
---------------	-----------

(2) 交 際 費

14千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 24 号

平成27年度徳島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県土地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 工業用地の管理事業 1,173千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業 収 益		11,172千円
第1項 営 業 収 益		7,740千円
第2項 営 業 外 収 益		3,432千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		1,517千円
第1項 営 業 費 用		1,516千円
第2項 営 業 外 費 用		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		382,077千円
第1項 他会計長期貸付金返還金		382,077千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

平成 27 年 2 月 12 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 25 号

平成27年度徳島県駐車場事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度徳島県駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------------|----------|---------|
| (1) 収 容 台 数 | 525台 | |
| (2) 建 設 改 良 工 事 | 既設設備改良工事 | 4,100千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事 業 収 益		76,761千円
第1項 営 業 収 益		75,031千円
第2項 営 業 外 収 益		1,730千円
支 出		
第1款 事 業 費 用		67,194千円
第1項 営 業 費 用		67,188千円
第2項 営 業 外 費 用		6千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		67,000千円
第1項 他会計長期貸付金返還金		67,000千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		4,100千円

第1項 建設改良費

4,100千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成27年2月12日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門